

令和7年度山口県医師会事業計画

医療は絶えず進歩し、新しい治療もどんどん開発されるため高額化するが、長年の医療費抑制政策が様々な問題を起こしている。長年、医療費を抑制するために薬価をマイナスにし、本体をわずかにプラスにするような対応をしてきたために、薬剤の供給不足が生じ、医療機関は赤字になり、美容外科等に進む若手医師が増加し、医師の地域偏在や診療科偏在はさらに進行し、時間外救急医療も危機的な状況に陥っている。

山口県では令和6年度の初期臨床研修医のマッチングは99名、令和7年度の新専攻医数は67名となり、医師の高齢化（平均年齢53.3歳：令和4年）は全国1位から2位となり、若手医師の減少に歯止めがかかり始めた。しかし、時間外救急を担う医師数は不十分である。従って、医師が働き甲斐を持って働ける環境整備に引き続き努める。

専攻医・研修医に医師会に入るメリットを訴え、医師会組織の強化を図っていく。また、医師国保組合も強化していかなければならない。法人化した場合、協会けんぽへの適応除外申請を出さないと医師国保組合に留まれないし、新規開業医師や大学院生など入会促進も必要である。自治医大卒業医師へのキャリア形成支援も必要である。

令和3年度から始まった地域の医療を守るための医業承継事業を継続し、譲渡者と譲受者のプールを増やし、マッチングが成就しやすい環境を作る。

幅広い臨床能力を備える、かかりつけ医機能を有する医師を増やすための事業を継続する。医師の体験学習の活用も促進したい。

県内若手医師の研究助成事業を継続し、研究成果を医学会総会・医学会誌で発表してもらう。

がん教育、禁煙教育、性教育など健康リテラシーを高めるため、学校医活動を支援し教育委員会などと緊密に連携する。また、母子保健対策などを通じて少子化対策に寄与し、ワクチン接種など予防保健事業を推進する。

JMAT やまぐちの研修と装備等の充実を進め、

災害に備える。警察医を支える活動を継続する。

山口県内での就業率の高い看護師・准看護師を育成している医師会立看護学校の支援を行う。

これらの事業を郡市医師会・日本医師会と連携して推進する。

I 実施事業

ー地域医療・保健・福祉を推進する事業ー

1 生涯教育

茶川常任理事 白澤理事
國近理事 藤井理事
森理事

プロフェッショナルオートノミーの理念のもと、医師の自己研鑽が幅広く効果的に行われるように日本医師会生涯教育制度を活用し、研修会等を開催する。

生涯研修セミナーを年4回開催し、生涯教育の単位に加えて、専門医の認定・更新に必要な共通講習の単位を引き続き取得できるようにし、専門医のキャリアアップ、キャリア維持に貢献していく。また、勤務医を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、勤務医部会の企画・協力による生涯研修セミナーを今年度も開催する。

山口県医学会総会は山口市医師会の引き受けて開催を予定している。

山口大学医学教育講座の協力で、将来、医師を目指している、又は将来の仕事を探している中高生を対象とした医師の職業体験事業を今年度も開催する。

医師の体験学習は実地演習を含んだ体験参加型の研修であり、参加者に好評である。山口大学医学部・山口大学医師会の参加・協力を得て積極的に運営し、広報を活発にして参加者を増やしていきたい。

昨年度、掲載内容の見直しと拡充に努めた山口県医学会誌を今年度も同様に発行する。

会員の医学・医療に関する研究を支援することにより、医学・医療の発展と医師の県内定着を促進することを目的として、山口県医師会医学研究

助成金事業を引き続き実施するとともに、昨年度の研究業績について、山口県医学会誌へ概要論文を掲載するとともに、山口県医学会総会において研究発表を行う。

- (1) 日本医師会生涯教育制度の更なる推進
- (2) 山口県医師会生涯研修セミナー・日本医師会生涯教育講座の開催
- (3) 山口県医学会総会の開催
- (4) 医師の職業体験事業の開催
- (5) 医師の体験学習の開催
- (6) 新専門医制度の推進
- (7) 勤務医に対する生涯教育の一層の推進
- (8) 山口県医学会誌の発行
- (9) 各地区医学会、山口大学医学会の活性化
- (10) 山口県医師会医学研究助成金事業の実施

2 医療・介護保険

伊藤専務理事 竹中常任理事
木村理事 國近理事

令和6年度は診療報酬、介護報酬、障害者福祉サービスのトリプル改定となり、診療報酬では本体はプラス0.88%、医科はプラス0.52%となった。今回の改定は、過去類をみない物価上昇、賃金上昇、人材確保、患者負担等への対応だけでなく、医療DXやイノベーションの推進による質の高い医療の実現を踏まえたものであった。なお、改定時期は医療機関や薬局、レセコンや電子カルテのベンダーの更新作業の混雑を考慮し、通常より2か月先の改定となった。令和8年度の改定に向けて、関係機関と共同で意見を積み上げ、中医協にて適切に議論されるべく、日本医師会の診療報酬検討委員会に積極的に意見を提示していくこととする。

また、保険請求の審査に関して、郡市医師会担当理事協議会及び社保国保審査委員会との協議を積極的に進めて、機械的な審査ではなく、医学的見地及び地域医療の実態に則したものが継続されるよう対応していく。

行政による各種保険指導等に関しては、医師会としての立会を行い、引き続き会員に不利益が生じないよう継続して対応する。

1. 医療保険

(1) 郡市医師会保険担当理事協議会の開催

各郡市医師会に寄せられている医療保険上の質疑及び意見要望に対して、可及的速やかに問題解決できるように努める。また、新点数の評価や従来点数の不合理についても協議し、次期改定に反映させるように日医へ要望していきたい。保険審査、保険指導についての会員の意見、要望も涉猟し協議していく。

(2) 社保・国保審査委員連絡委員会、審査委員合同協議会等の開催

社保国保での審査較差是正や診療報酬の疑義解釈を主な目的として開催している。いまだ審査委員会間の較差があることが会員からも指摘されており、必要に応じて回を重ねていきたい。協議内容については速やかに医師会報に掲載し、会員への周知徹底を図っていききたい。また、医師会推薦の審査委員(社保・国保)による打合会を継続し、会員から提出された審査上の問題点について、きめ細かな対応を図っていく。

(3) 新規会員への研修会の実施

新規の当会会員に対して、保険診療についての理解を深めるために、研修指導を行う。

(4) 各種保険指導への対応

個別指導の対象は審査支払機関、保険者などからの情報と高点数によるもの等があり、行政の選定委員会が選定する。医師会として個別指導に立ち会い、指導内容や指導事項が適切であるか確認を行う。また保険委員会の中で指導医とも協議し、効果的かつ公平性のある保険指導が実施されるよう求めていく。

(5) 中国四国社会保険研究会等への参加

会員からの保険診療に関する意見、要望を日常的に集約し、重要な課題は当研究会で要望あるいは協議事項として討議し、日医へ上申する。

(6) 行政や関係団体との連携

令和7年度は山口県医療保険関係団体連絡協議会での当番を務めることになるが、その運営は

当然のこと、各関係団体との連携を図り、医師会の意見や立場を主張していく。また、関係行政との協議でも医師会の考え方が正しく伝わるように鋭意努める。

2. 介護保険

昨年度の介護報酬改定をもとに、医療機関運営にかかる有用な情報を、継続して医療機関に周知する。

県内の65歳以上の人口の割合は35.2%と超高齢社会が進展している。医療と介護の線引きは益々難しくなり、制度もさらに複雑化していることから、県内の介護実態を把握するために、積極的に情報収集と分析に努め、地域特性を考慮しつつ柔軟に対応策を検討していく。県内では介護療養病床から「介護医療院」への転換が進みつつあり、その収容人数も拡大しているが、今後、特に医療療養病床からの転換については、各自治体の対応が消極的になる可能性もあり、状況の把握に努め情報提供等、適宜対応していきたい。

在宅医療及び地域ケア会議に関しては多職種連携が必須であり、関連団体との意思疎通を図り連携を強化していく。

認知症対策については、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」又は「認知症サポート医養成研修」を修了した医師を対象として、患者側が気軽に相談できることを目的に「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター）制度をすすめているところである。しかし、県民への周知が進んでいないこともあり、その効果が現れているとはいえないため、今後、かかりつけ医と認知症疾患医療センターとの連携を強化すること等により、県民の期待に応えられる制度となるよう本会も運営に積極的に携わっていく。

介護保険に関連する研修会等については、下記のとおり開催予定としている。

- (1) 都市介護保険担当理事・介護支援専門員協会・訪問看護ステーション協議会との合同協議会の開催
- (2) かかりつけ医認知症対応力向上研修会の開催
- (3) 認知症サポート医フォローアップ研修の開催
- (4) 主治医研修会の開催

- (5) 山口県介護保険関係団体フォーラムへの協力
- (6) 地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会の開催
- (7) 都市地域包括ケア担当理事会議への参加
- (8) 在宅医療と介護の連携事業
- (9) 日医かかりつけ医機能研修制度の推進

労災保険

労災保険とは、労働災害補償保険の正式名が示すように被災労働者に対する補償であり、その早期社会復帰に資するために、医療保険とは若干その性格を異にする。雇用環境や就業形態の多様化等に合わせ労災保険法も適宜改正されているが、多くは健康保険に準拠した形で運用されており、その不備も散見される。特に高齢社会の到来により、高齢労働者の元々有する基礎疾患が増悪した際に、その労災保険適用範囲の明確化等が今後の課題とされており、時代と共に新たな問題も現出するのが常である。出来得る限り、現行制度の運用上の不備や問題点を拾い上げ、制度改正に資するよう日医との連携に努めたい。労災保険における労災診療の審査は、労災保険診療委員に引き続き対応いただく予定であり、労災・自賠責医療委員会や都市労災・自賠責保険担当理事協議会の開催を通じて、労災保険診療における個別の問題についても対応していく。また、山口労働局と連携し、労災保険取扱い医療機関の労災保険診療に対する更なる理解を得られるように、今年度も「労災診療費算定実務研修会」を開催する。

自賠責医療

令和6年度は、地方公務員災害補償基金山口県支部（以下、基金）と公務災害医療の請求・支払に関する集合契約を締結した。背景には、公務災害医療の請求支払が遅延するケースが散見されている点にある。集合契約の締結に至るまで、本会の労災・自賠責医療委員会が支払遅延問題に関するアンケート調査を行った。その結果、「一旦、患者から一部負担金を徴収するなどの対応が必要」の意見が約7割あった。労災・自賠責医療委員会で再検討したところ、「山口県医師会と基金との集合契約により、独自の制度を創設する」という対応策を基金に提示した。この案に対して、

基金から前向きな回答が得られ、協議を重ねた結果、集合契約の締結に至った。

山口県医師会労災・自賠責医療委員会を開催し、情報収集に努め自賠責医療の適正化を図る。現状ではトラブルの事例数は減少傾向にあるが、損害保険による安易な健保使用の要求や支払遅延等の報告は一定数あり、山口県自動車保険医療連絡協議会を適宜開催し、各医療機関から提出されたトラブル事例について協議し、円滑な解決を図っていく。また、中国四国医師会連合総会において各県との自賠責医療に関する情報共有を図り、日本医師会へ必要な対応を要望していく。

自動車保険医療連絡協議会に参入していない損保会社についてもそれぞれ協議を行い対処していく。

- (1) 郡市労災・自賠責保険担当事協議会・労災・自賠責医療委員会合同会議の開催
- (2) 労災・自賠責医療委員会の開催
- (3) 山口県自動車保険医療連絡協議会の開催

3 地域医療

伊藤専務理事	茶川常任理事
竹中常任理事	岡 常任理事
木村理事	藤井理事
國近理事	中村理事
森 理事	吉水理事

地域医療

- (1) 医療提供体制の確保

○医療計画、新たな地域医療構想、医師偏在対策

令和6年3月に「第8次山口県保健医療計画」が策定され、計画に則った地域の医療提供体制の整備・充実が進められている。県医師会の多くの事業は医療計画への取組に関わるものであり、事業を通じて県民への働きかけを続けるとともに、診療報酬改定や感染症の流行、災害の発生など、様々な要因により変化する医療現場の課題に柔軟に対応していく。

現行の地域医療構想は2025年に向けた取組であり、国においては「新たな地域医療構想」に向けたガイドラインが今年度作成され、2026年度に都道府県が「新たな地域医療構想」を策定、2027年度以降順次、構想に向けた取組を開始す

る予定となっている。医師偏在対策についても、県において「重点医師偏在対策支援区域（仮称）」を対象とした「医師偏在是正プラン（仮称）」の策定し、外来医師過多区域における新規開業希望者に対する地域で必要な医療機能の要請など、各地域での実効性ある取組が求められる。

これらを踏まえた医療法の改正等が予定されていることから、その内容を含めた今後の医療提供体制の方向性について医師会としても理解を深め、県における検討に万全を期す。

○かかりつけ医機能報告制度

令和7年4月より「かかりつけ医機能報告制度」が施行され、医療機能情報提供制度に基づく報告と併せて、令和8年1～3月頃に初めての報告が見込まれている。かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関は、特定機能病院を除く、病院・診療所であり、県医師会としては、地域における面としてのかかりつけ医機能を発揮するためにも、多くの医療機関が手を挙げて参加することが重要と考える。会員への制度の周知と理解促進に努める。

○医療DX、オンライン診療の推進

少子高齢化が加速する我が国において、オンライン診療は適切に使用することで地域医療を維持するための有効なツールとなる。また、災害発生時、新興感染症拡大時等の有事における活用が期待される場合もある。他方でオンライン診療に係る情報は利便性に偏る傾向があり、適切な活用事例を見つけることは困難である。

これらを踏まえ、国における動向並びに活用事例の共有等を通して、各地の知見や課題を共有し、医師会の適切な関与のもとでオンライン診療の活用に資する。

- (2) 救急・災害医療対策

○救急医療

時間外受診患者の増加や高齢化による救急医療を担う医師等の減少により、休日・夜間をはじめとした診療体制の構築が課題となっている。病院前医療体制の強化のため、「ACLS シミュレーターのレンタル費用助成」、「AED トレーナー及び訓練人形の無償貸し出し」を行う。郡市医師会

救急医療担当理事協議会で救急搬送の現況、ドクターヘリの出動状況等の情報・問題点を共有し救急搬送体制の構築に努める。初期救急医療を担う郡市医師会が行っている「在宅当番医制度」及び各医療圏域で運営されている「休日夜間急患センター」の現状調査も引き続き行い、地域の状況を集約するとともに体制整備に資する情報を提供する。また、山口県救急業務高度化推進協議会で各関係団体との連携を図る。

○小児救急医療

郡市医師会協力のもと、県の委託事業の小児救急医療啓発事業と小児救急医療地域医師研修事業の研修会を開催する。小児科医会とも協働し、委託事業の継続及び県が行う小児救急医療電話相談事業の評価・精錬を求める。

○災害医療体制

JMAT やまぐちプロジェクトチームと協働し、災害医療体制の確保・充実に向けて、JMAT 活動への理解を促進し多職種連携を深め、災害時の支援活動を一体的・組織的に図るため、実習を交えた「JMAT やまぐち災害医療研修会」を開催する。会務として、策定しているBCPに基づき、事前対策や教育・訓練等を行い、PDCAサイクルを通して継続的に改善を行い、実効性の確保・維持・向上を図る。

○検死（検視・検案）体制

山口大学法医学教室、警察、歯科医師会、消防、海保等関係機関と連携するとともに、警察医会研修会の充実を図り、警察活動協力医の活動を支援する。災害時の備えとして、多数死体発生時の検視・検案合同訓練に参加し、関係機関と平時から連携を深める。

（3）地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの実現には、医療関係の多職種連携だけでなく、市町行政・介護関係者を含めた協働による体制づくりが重要であるが、県が実施した調査では在宅医療に従事する医師の約6割が60歳以上であり、新規参入など在宅医療の提供体制の確保が課題となっている。

令和6年3月に策定された第8次山口県保健医療計画では在宅医療の圏域が設定され、各郡市医師会が在宅医療に必要な連携を担う拠点として位置づけられた。郡市医師会を中心に在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等と連携して、在宅医療の提供状況の把握、多職種による情報共有の促進、地域住民への普及啓発など、地域の実情に応じた取組みが求められる。

県医師会としては、今年度も引き続き、国・県及び各地域の取組事例を収集し情報提供するとともに、郡市医師会の取り組みを支援していく。

（4）有床診療所対策

有床診療所は管理者の高齢化、厳しい勤務状況、後継者不足、看護師不足、そして診療報酬の低さなどから減少傾向が止まらない。加えて、昨今の物価高騰、賃金上昇の影響を受け、厳しい経営環境に直面している。しかしながら、身近で気軽に相談ができ、地域で急変した患者の受け入れに加え、他病院からの転院先、在宅・介護施設への受け渡し、レスパイトや看取り、在宅医療の提供などの多様な機能を担うことが可能な施設である。

本年度も引き続き全国有床診療所連絡協議会と連携し、有床診療所の経営の安定と充実及び認知度の向上に取り組む。

地域福祉

地域福祉は、広い意味での自立支援の手法であり、医療と社会福祉サービスの連携は地域共生に欠かせぬものとなっている。関係団体の一つとして、令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定の効果・影響を評価し、なお不足するサービスや支援を見極め、国や県に提言していく。

4 地域保健

沖中副会長	中村副会長
河村常任理事	岡 常任理事
伊藤専務理事	長谷川常任理事
縄田常任理事	木 村 理 事
藤 井 理 事	國 近 理 事
中 村 理 事	

少子高齢化の更なる進行による人口構造の変化

に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、脳血管疾患（脳卒中）等の非感染性疾患の増加など地域保健を取り巻く環境は大きく変化している。

地域保健では、妊産婦・乳幼児保健、学校保健、成人・高齢者保健、産業保健の4部門について事業を継続して実施しており、健康寿命の延伸を図るには、生涯を通じた健康づくりが重要であるため、今年度も4部門を一つの流れとして捉えて事業を進めていく。

将来の生活習慣病に対する予防として、若年者・成人への健康教育などの周知啓発を図るとともに、学童期・思春期から健康教育を行い、正しい生活習慣を確立することが重要と考えられる。また、健康増進・疾病予防から医療へ効率のよい連携を構築していかなければならない。

県においては、令和5年3月に「健康やまぐち21計画（第3次）」、「第8次保健医療計画（第4期山口県がん対策推進計画、第2期山口県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画含む）」が策定され、本県の今後の取組みや目標値が設定された。県医師会においても、行政との連携を密にしてそれぞれの事業効果が一層高まるように積極的に関与し、住民が健やかな生活を営むことができるよう疾病発生の予防に努めていく。

妊産婦・乳幼児保健

本県では、定期予防接種を広域化して実施している。広域予防接種については、関係者との合同会議で意見交換を行い、事業を円滑に進めていく。今年度から带状疱疹ワクチン（高齢者）が定期接種化されたことから昨年度末に個別接種標準料金を設定及び接種医療機関の取りまとめを行っており、接種が円滑に行われるよう協力する。また、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの「定期接種」への位置付け及び費用の助成（無料化）、小児に対するインフルエンザワクチン、日本小児科学会で推奨されている就学前あるいは11～12歳の3種混合（DPT）ワクチン、就学前のポリオワクチン、B型肝炎定期接種の対象外である年齢の小児に対する費用助成について引き続き働きかけていく。

HPV ワクチンについては、公費によるキャッチアップ接種の実施期間が1年延長されたことから診療科に関わらず、県・郡市医師会員が一体となって、引き続き接種率が向上するように取り組んでいく。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、昨年度から定期接種（秋冬）となったことから、個別接種標準料金の設定並びに接種医療機関の取り纏めを行い、市町、郡市医師会等の医療関係団体と連携して円滑な接種体制の構築に協力する。

市町が行う妊産婦・乳幼児健診事業については、費用の調整などを関係者と協議し、円滑に実施できるよう協力していく。特に、先天異常を減少させるために葉酸を児希望女性・妊娠初期女性の希望者に対して配付する制度の創設、多胎児を妊娠した女性に対して従来の妊婦健診（14回分）に5回分を追加する健診費用の助成、妊婦健診費用の助成、生後2週間児及び1歳児を対象とした乳児健診への助成等を県及び市町へ要望していく。また、産後ケア事業、一昨年から公的健診となった5歳児健診の推進に県、市町と協力しながら務めたい。

新生児聴覚スクリーニング検査については、公費負担での実施割合が全国最下位となっていたことから、本会が検査費（全額公費負担）案を示したうえで各市町と委託契約を締結し、昨年度から公費負担で実施しており、今年度も同様に実施する。

子どもの虐待やいじめに関しては、従来から開催している児童虐待の発生予防等に関する研修会の開催に加え、昨年度からは日本子ども虐待医学会が開発した「BEAMS（医療機関向けの虐待対応プログラム）」の研修会も開催しており、今年度も開催するとともに、引き続き自治体と協力して防止に取り組む。

乳児虐待や産後うつなどの問題もある周産期前後を含めた成人に至るまでを多職種連携により支援することが重要との観点から、令和3年度に設置した母子保健委員会において、多職種連携強化のための対策等を協議するとともに、各圏域での精神的不安のある妊産婦や精神薬服用中の妊産婦に対するフローチャート（紹介先など）が完成したので配付するとともに、母子保健領域における

心理職との連携を図るための研修会を開催する。

- (1) 郡市医師会妊産婦・乳幼児保健担当理事協議会・関係者合同会議の開催
- (2) 妊産婦・乳幼児健診事業における各市町・各郡市医師会との調整
- (3) 予防接種医研修会の開催
- (4) 広域予防接種事業における県、各市町、各郡市医師会との調整
- (5) HPV ワクチン接種勧奨推進
- (6) 小児保健・医療にかかわる県事業への協力
- (7) 乳幼児虐待防止に関する医療連携の構築
- (8) 児童虐待の発生予防等に関する研修会の開催
- (9) BEAMS 研修会の開催
- (10) 母子保健委員会の開催
- (11) 母子保健領域における心理職との連携を図るための研修会の開催

学校保健

学校保健における諸課題を解決していくために、引き続き三師会と教育庁との懇談会を開催し、顔の見える関係を構築するとともに、学校関係者との更なる連携を図っていく。また、学校医部会を中心に学校医研修会の開催、学校医活動記録手帳の活用を通して、学校保健の一層の向上・推進を図る。

学校心臓検診検討委員会では、学校心臓検診システムの検討、精密検査受診票の疑義照会・分析、精密検査医療機関研修会を開催し、精度の向上に努める。

また、郡市医師会での取組を支援する観点から、引き続き学校医等研修会及び小児生活習慣病予防対策への助成を行う。

今年度は中国地区学校保健・学校医大会を山口県の引受けで開催するにあたり、県内学校医・学校保健関係者の参加・協力を呼びかけていく。

- (1) 学校医部会役員会・総会の開催
- (2) 郡市医師会学校保健担当理事協議会・学校医部会合同会議の開催
- (3) 学校心臓検診検討委員会・精密検査医療機関研修会の開催
- (4) 学校医研修会の開催

- (5) 郡市学校医等研修会及び小児生活習慣病予防対策への助成

- (6) 全国学校保健・学校医大会
若年者心疾患・生活習慣病対策協議会への参加

- (7) 学校医活動記録手帳の活用

- (8) 三師会と県教育庁との懇談会の開催

- (9) 中国地区学校保健・学校医大会の引受開催

成人・高齢者保健

健康寿命の延伸を図るには、疾患の早期発見・早期治療が重要であり、そのためにも、特定健診やがん検診の受診率向上が重要である。しかし、山口県の特定健診の受診率は低く、市町国保集計では全国平均を大きく下回る状況が続いている。県医師会として、がん検診受診率向上推進委員会（仮称）を設置し、関係者と連携して各市町の現況・課題等の共有及び対応策を検討し、かかりつけ医による受診勧奨を進める。また、広報担当と協力して定例記者会見や SNS 等を活用して県民への受診勧奨に努める。これまで同様に、がんによる死亡率を減らすがん検診の事業効果を高めるため、がんの早期発見、早期治療に結びつく精密検査の精度を一層高めるとともに、休日及び平日夜間がん検診体制の確保、胃内視鏡検診研修会、緩和ケア研修会の開催、がん登録の推進、に協力する。健康保持増進は本人の自覚によるところが大きいと、県民に対する周知啓発が重要となる。例年同様、健康教育テキストを作成し、その活用を勧めるなどの拡充に一層努める。また、健康スポーツ医学委員会が企画する研修会を通じて、健康スポーツ医の資質向上を図り、地域住民の健康増進へ寄与する。

禁煙推進委員会においては、県内小中学校へ教育現場での喫煙防止教育の推進を働きかけることを目的に同教育の必要性を記した資料の配付、令和5年度から実施している「イエローグリーンキャンペーン」について今年度も山口県総合保健会館にてライトアップ及び企画展示を行うとともに、他施設にもライトアップの実施を依頼する。

また、「COPD 対策」に取り組むべく、「COPD 対策推進ワーキンググループ」を昨年度に設置し、医療従事者を対象とした研修会を開催したところ

であるが、今年度は「COPD スクリーニングチーム、フォローチーム養成研修会」を開催するとともに、引き続き県と協力して「COPD 対策」について活動していく。

糖尿病対策推進委員会においては、糖尿病療養指導の正しい知識や技術の習得を目的として、山口県糖尿病療養指導士講習会を開催し、「やまぐち糖尿病療養指導士」を認定するとともに、有資格者に対するレベルアップ講習会も開催して知識向上を図る。世界糖尿病デーに合わせて県内各所をブルーにライトアップして正しい知識の普及啓発に取り組む。

新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同様の5類感染症の対応となったが、次なる感染症危機に備えて引き続き関係団体・機関と連携を図り、適時適切に情報提供を行う。また、全県・各圏域単位で感染症有事に備えた協定締結医療機関等との顔の見える連携体制の構築や研修を進める。

その他、県内でも発生した鳥インフルエンザを始めとする動物由来感染症等の発生動向も注視し、行政と密な連携を取りながら不測の事態に備える。

- (1) 郡市医師会成人・高齢者保健担当理事協議会の開催
- (2) 郡市医師会特定健診・特定保健指導担当理事協議会及び関係者合同会議の開催
- (3) 山口県糖尿病対策推進委員会の開催
山口県糖尿病療養指導士講習会の開催
「やまぐち糖尿病療養指導士」レベルアップ講習会の開催
世界糖尿病デーイベントの企画・運営
糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業効果検証
- (4) 健康スポーツ医学委員会の開催
健康スポーツ医学研修会の開催
ウォーキング大会（医師国保組合主催）での実地研修の開催
- (5) 健康教育テキスト（テーマ「糖尿病」）の作成、ホームページ上での公開
- (6) がん対策・がん検診受診率向上への協力、がん登録の推進

休日及び平日夜間がん検診体制整備支援事業の実施

緩和ケア研修会の開催

胃内視鏡検診研修会の開催

- (7) がん検診受診率向上推進委員会（仮称）の設置
- (8) 感染症発生状況への注視と動物由来感染症の動向の常時把握
- (9) 次なる感染症危機及び県新型インフルエンザ等対策行動計画に則した対応
- (10) 禁煙推進委員会の開催
- (11) COPD 対策に向けたワーキンググループ、研修会の開催

産業保健

令和6年4月から、従来の労働安全衛生法特別則の対象外となる危険性有毒性が確認された物質を対象として規制を行うことが定められた。この規制において、事業者に対し、有害物質のばく露を最小限にすること、リスクアセスメントを実施すること等が定められている。今後、保護具の適切な使用や作業環境の改善が求められ、産業医のよりの確な助言が必要とされる。

産業医の化学物質に関する知識が今後ますます重要になってくることから、産業環境管理や有害業務管理に関する研修を山口労働局、山口産業保健総合支援センター、山口県産業医会と連携して引き続き実施する。また、コロナ禍における産業医更新の特例措置が2028年3月末に終了することを受け、種々の研修会についても、会員が受講しやすい環境に努める。

また、令和7年4月から新たに医師会会員情報システム MAMIS を用いた産業医研修単位の管理方法の開始に伴い、会員に情報提供していく。

- (1) 山口産業保健総合支援センターとの連携
- (2) 山口労働局及び関係機関との連携
- (3) 産業医部会理事会の開催
- (4) 新規産業医養成及び認定産業医更新のため産業医研修会の開催及び充実
- (5) 郡市医師会産業保健担当理事協議会の開催

5 広報・情報

中村 副会長 長谷川常任理事
白澤 理事 國近 理事
中村 理事 吉水 理事
森 理事

広報事業として、医師会員に対する対内広報は、県医師会の方針を会員に周知し、広く賛同を得て、医師会活動を円滑に行うために重要である。一方、対外広報は、県民に医師会の活動を知ってもらう唯一の手段として極めて大切である。

対内広報活動としては、会員に対して医師会報を発行し、本会の方針や伝達事項などの周知徹底を図っており、緊急を要する伝達事項は、状況に応じて全会員に確実に情報を届けるよう心掛けている。

対外広報活動としては、県民に本会の施策、事業の理解を深めてもらうため、医師会報をホームページ上に公開するとともに県民公開講座及びフォトコンテストの開催、報道機関との懇談会等を通じて、県民の健康の増進、健康意識の啓発を目指している。今年度も記者会見を定例で開催し、県民向けの有益でタイムリーな情報をマスメディアを介し発信してゆく。また、今年度は県民を対象とした SNS を通じた情報発信について検討する。

さらに、本会が行っている花粉飛散予測について、より正確な予想を提供していくために、本会に長年蓄積されたデータを基に自動で予測できるシステム（AI プログラム）の作成の研究を依頼しており、今年度は現在の状況について報告していただくとともに、今後について検討する。

全国医療情報プラットフォームの構築や電子カルテ情報の標準化など、医療 DX が進められている。医師会の情報部門として、医療 DX の今後に注視しつつ、必要な情報を会員に提供する。また、医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっている。医療機関が適切な対策をとることが重要であるので、引き続きサイバーセキュリティに関する研修会を行う。

なお、メールマガジンにより、研修会の開催案内や各種情報を適宜、提供していく。

（1）会報誌面の充実

会報は対内広報の最も重要な柱であり、多くの会員に読んでもらえるよう、毎月開催している広報委員会で検討し、内容を充実させる努力を続けている。会議や講演会などの報告記事のほか、本会行事の案内及び国や県のお知らせも掲載している。その他、旬な話題や喫緊課題とその対応等を速やかにわかりやすく掲載するなど、医師会活動の重要性についても理解を深めてもらえるよう心がけている。会員並びに広報委員からの意見をできるだけ反映させて、今後も内容の濃い誌面づくりに取り組む。

（2）県民公開講座

本会独自の県民公開講座を開催し、県民に医療や健康に関する学習の場を設ける。今年度も県民公開講座並びにフォトコンテストを企画・開催する。

（3）報道機関との連携

報道関係者との連携を保ち、医療に対する理解を得られるように懇談会を開催し、医療現場の実態や問題点の取材により、県民にアピールしてもらえるよう働きかける。

（4）医師会開催行事の報道、取材要請

本会開催の行事のマスコミ報道により、多くの県民に参加を促し、医師会活動に理解を深めてもらうよう引き続き努力するとともに、機会あるごとに県民に日本の医療や山口県の医療の現状を伝えていく。

（5）ホームページの充実

医師会活動を伝える手段として欠かせない役割を担っていることからコンテンツをより充実させ、分かりやすく興味ある医療情報を掲載するよう常に更新に努めていく。

（6）花粉情報システム

花粉情報委員会では、県下 20 か所の測定機関で花粉捕集情報を得ており、正確な花粉情報をマスコミに提供し、県民に迅速に周知されるシステムを構築している。また、測定機関を対象とした

講習会を毎年開催しており、花粉測定の精度を上げる努力も続けている。

(7) ORCA プロジェクトの推進

日本医師会の ORCA プロジェクトの中核である日医標準レセプトソフトは、全国で約 19,000 医療機関（施設）が導入・運用しており、引き続き、医療機関の業務円滑化の手助けとなるよう日医標準レセプトソフトについて情報提供を行う。

(8) IT ネットワークの強化

メールマガジンやメーリングリスト、ホームページなどを充実させ、郡市医師会並びに県医師会事務局の IT 化を推し進める。また、セキュリティについてもホームページを含め堅牢なものとするようにしていく。

(9) 医療機関のサイバーセキュリティ対策

医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっている。医療機関が適切な対策をとることが重要であるので、引き続きサイバーセキュリティに関する研修会を行う。

6 医事法制

中村 副会長 縄田 常任理事
岡 常任理事 藤 井 理 事
森 理 事

「医療事故」とは医療にかかわる場所で医療の全過程において発生する人身事故一切をいう。そのうち、その発生の原因において医療側に過失があるものを「医療過誤」という。一方、「医療紛争(医事紛争)」とは医療の提供側と患者や家族との間のトラブル・クレームであり、その多くは医療結果と患者期待が一致しない或いはズレが生じることで起こるものであり、その解決には高い専門性の解明から多額の費用と時間を費やし、医療側患者側ともに精神的な負担は大きいものである。医療行為は患者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療機関が患者に対して細心の注意を払い、十分な説明を行い、医療水準に応じた合理的判断に基づく医療を提供できる体制を整えることが医療紛争を未然に防止する最善の方策と考える。

万が一、「医療紛争」が起こった場合、紛争拡大の防止及び早期解決を図るために、医事案件調査専門委員会、顧問弁護士、郡市医師会、そして当事者会員が一体となり対応する。同時に、医療安全研修や生涯教育を通じて医学の現状把握・研修に努めるためにも、会内関係事業とも連携して、質の良い医療を提供する団体として精進する。

日本医師会医師賠償責任保険制度は昭和 48 年に発足、52 年目を迎えた。制度創設から令和 6 年 9 月 30 日までに日医に付託された事案は合計 14,995 件であった（全国値）。年度別に紛争処理付託受理件数をみると、平成 17 年度ごろにピークを迎え、その後は減少傾向にある。日医と連携して早期解決に向けて対応していく。

医療事故調査制度に伴う県内の調査支援体制（解剖及び Ai）については、各施設との連携を継続して体制整備に努める。また、県内の支援団体（13 団体）の中核として「山口県医療事故調査支援団体連絡協議会」を主宰し、各団体との連携強化を図り、発生する事案に対して速やかに対応すると共に当該医療機関等の院内調査の支援にあたる。さらに、国の医療事故調査・支援センター（日本医療安全調査機構）と緊密な連携を図り、事案の調査については、会員を含めた医療機関関係者及び国民の期待に応えられるよう対応する。

医療紛争関係

1 医療事故防止対策

- (1) 医療事故防止のための情報提供
- (2) 新規会員及び新医師臨床研修医に対する研修
- (3) 医師会員及び医療従事者を対象とした「医療紛争防止研修会」の開催
- (4) 冊子「医療事故を起こさないために(第5版)」の活用

2 紛争処理対策

- (1) 医師会員の医師賠償責任保険（日医医賠償保険と特約保険、免責部分補償保険と施設賠償保険）の契約促進～フルカバー補償体制を目指して～
- (2) 医事案件調査専門委員会と郡市医師会との連携
- (3) 日本医師会との緊密な連携

3 医療安全

(1) 医療事故調査制度の対応

再発防止を目的とする医療事故調査制度（医療法第 6 条）に伴う「医療事故調査等支援団体」（厚生労働大臣告示）として、併せて告示された他の団体とも連携を強化し、会員を含めた医療関係者及び国民の期待に応えられるよう任務遂行にあたっていく。また、死亡事案に限定された医療事故調査制度とは別に、会員からの要望に対応するため、非死亡事案に対しての医療事故調査も実施できるよう体制を整える。

医療安全全般や医療事故調査制度にかかる各種研修会や会議には積極的に関わっていく。

(2) 医療安全の取組み

医療安全の取組みの一つとして、日本医師会が開催する医療安全推進者養成講座を受講し、かつ、郡市医師会の担当役員や各医療機関の医師・従業員にも勧奨する。

4 診療情報の提供

患者からの種々な内容の相談・苦情が増加していることから、県医師会の相談窓口の担当者のより一層のレベルアップを図り、郡市医師会及び県が設立した苦情相談窓口との相互連携を図る。

また、医療機関で暴言・暴力をふるう常習患者、医療費の未払い常習患者等の情報収集を行い、事例研究のうえ、今後の医療現場での対応方法を協議していく。なお、令和 7 年度は新規事業として、医療機関におけるカスタマーハラスメントを抑止する啓発ポスターを活用しやすいように支援する（平成 22 年にポスターを制作済）。

5 個人情報保護対策

厚生労働省がまとめた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び日本医師会が作成した、冊子「医療機関における個人情報の保護」等を会員に周知徹底し、医療機関における個人情報の保護が適正に行われるようにする。

6 薬事対策

(1) 麻薬対策等

麻薬の適正使用、保管・管理、記帳、諸届、毒劇物の保管・管理の周知を図る。特に医薬品の患者投与にかかわる医師・医療従事者への啓発、周知を図る。

(2) 医薬品臨床治験

医薬品の治験は臨床試験実施基準に基づいて行われる。対象疾患によっては、診療所の治験参加も容易となっており、問題が生じれば会内で検討・対応することとする。

7 勤務医・女性医師

中村 副会長	長谷川常任理事
茶川常任理事	岡 常任理事
白澤 理事	藤井 理事
國近 理事	森 理事
吉水 理事	

勤務医

2024 年 4 月 1 日より、勤務医の時間外労働の年間上限を原則 960 時間と定め、連続勤務時間の制限や長時間勤務医師への面接指導などにより、勤務医の健康確保を目指す医師の働き方改革が開始された。タスクシフト・シェアの促進が進んできている一方、実体とは異なる宿日直扱いや地域の医療機関での医師不足などの課題がある。

また、新医師臨床研修制度や新専門医制度により、若手医師が不足したことで過重労働や診療科及び地域の偏在が顕在化し、地域医療は崩壊しかけている。

今後の医療需要の増大・多様化に対応するために、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を目途に、地域の主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築等が推進されている。本県においても医師不足による医療崩壊を食い止め、地域医療を確保し、県民が安心できる医療体制を構築することは、喫緊の課題である。とりわけ勤務医は地域医療連携、救急医療、卒後臨床研修などで重要な役割を果たしており、その活動は医師会において地域医療再生として大いに期待される。

このため、勤務医対策として勤務医の就労環境改善への取り組みや勤務医の医師会活動への参画促進を図ってきた。令和 7 年度においても引き続きこれらの事業を実施する。

地域の実情や課題を把握している郡市医師会の勤務医理事との連携を強化するために懇談会を開催し、郡市医師会での勤務医部会設立を支援する。

病院勤務医懇談会を開催しニーズの把握と対応に努めるとともに、関係機関との連携を緊密にし、医師会活動への一層の理解と勤務医の医師会加入の促進を図っていく。

医師事務作業補助者については、医師の過重労働の軽減に資することから導入、定着を促進するための研修会を開催することで、引続き普及啓発に努めるとともに資質向上の支援を行う。

医学生自らが興味ある診療科の実態を早い時期に体験することにより、県内で医師として働くことの意義や魅力を知ってもらう医学生への啓発事業を実施する。

平成 16 年に新医師臨床研修制度が開始され様々な問題が生じている中、本県における令和 6 年度の臨床研修マッチング結果は昨年比 27 名増の 99 名であったが、依然として県全体での定員残は 30 名と多く、県内外から一人でも多くの臨床研修医を受け入れ、また、臨床研修修了後も県内の医療機関で働きたくなる環境を整える必要がある。

平成 22 年 4 月より、山口大学、県内の基幹型臨床研修病院、山口県及び山口県医師会で組織された山口県医師臨床研修推進センターにおいて、臨床研修の円滑な推進及び研修医の県内定着に関する事業を行っており、引き続き臨床研修病院合同説明会への参加、臨床研修医交流会の開催、指導医・後期研修医等国内外研修助成事業等を実施する。

令和 5 年度末、県内で臨床研修を修了した医師 100 名のうち、県内の専門研修プログラムに登録した医師は 55 名であった。これに県外で臨床研修を修了し県内の専門研修プログラムに登録した 7 名を加え、令和 6 年度に県内で採用された新専攻医は合計 62 名であった。本県にとって専攻医の確保は喫緊の課題であることから、令和 7 年度からは新規事業として臨床研修を修了する

医師を対象とした懇談会を開催することで円滑な専門研修の開始をサポートする。

また、若手医師の県内定着の促進を図るためには、県内定着率が 66.1 %（平成 30 年 4 月）に留まっている自治医科大学の義務年限明け医師に対して、県内定着を積極的に働き掛ける必要がある。このため、令和 6 年度に引き続き、県内医療機関、県等と連携し、自治医科大学卒業医師との交流会の開催や、やまぐち地域医療セミナーの参画・支援、へき地に勤務する自治医科大学医師の代診を支援する仕組みづくりなどを行う。

こうした観点から令和 7 年度は、次の事業を実施する。

勤務医対策

- (1) 勤務医部会総会（シンポジウム）、理事会、企画委員会の開催
- (2) 郡市医師会勤務医理事との懇談会の開催
- (3) 郡市医師会勤務医部会の設置促進・活動支援
- (4) 勤務医への医師会活動の周知及び加入促進
- (5) 病院勤務医懇談会の開催（県内 2 か所）
- (6) 市民公開講座等の開催（県内 2 か所）
- (7) 医師事務作業補助者に関する講演会の開催（導入促進）
- (8) 医学生への啓発事業（医学生のための短期見学研修事業の実施）
- (9) 全国医師会勤務医部会連絡協議会への参加
- (10) 都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会への参加
- (11) 中国四国医師会連合勤務医委員会への参加
- (12) 勤務医ニュースの発行（年 2 回）

臨床研修対策

- (1) 山口県医師臨床研修推進センター運営会議の開催
- (2) 臨床研修病院合同説明会（医学生・研修医）への参加
- (3) 臨床研修医交流会の開催
- (4) 指導医・後期研修医等国内外研修助成事業の実施
- (5) 国内外からの指導医招へい事業の実施
- (6) 病院現地見学会助成事業の実施
- (7) 臨床研修医歓迎会の開催

(8) 専攻医歓迎会（仮称）の開催

自治医科大学卒業医師対策

- (1) 自治医科大学卒業医師との交流会の開催
- (2) やまぐち地域医療セミナーの参画・支援
- (3) へき地に勤務する自治医科大学医師の代診を支援する仕組みづくり

女性医師

平成12年以降、医師国家試験合格者に占める女性は3割を超え急速に若い女性医師は増加しているが、女性医師の就業率は妊娠・出産・育児により職を離れることが影響していわゆるM字カーブを形成している。

今後さらに女性医師の増加が見込まれる中、女性医師がその能力を発揮し、継続的に社会に貢献しかつ活躍するためには、未だ不十分である育児支援をはじめとした“働き方の多様性”に配慮したサポートを充実させるとともに、女性医師をはじめ次代を担う若手医師の積極的な医師会活動への参加を促進することが重要である。

令和6年度の山口大学に在籍する女子医学生は37.0%を占めており、医学生早期からの意識醸成は高い効果が期待できることから、引き続き医学教育との連携に努めるとともに、女子学生に限らず男子学生にも講義や交流会の機会を捉えて積極的に活動を伝えていく。

令和7年度は引き続き山口県の医療を担う若い人材を県内に確保し、医師会への加入を一層促進するため、引き続き医学生、研修医等を主な対象として、若者のキャリア形成に役立つ企画イベントを開催する。

また、郡市医師会における男女共同参画に向けた事業の実施を積極的に支援するための費用助成を今年度も継続する。

男女共同参画部会では、6つのWG（育児（子育て）支援、勤務医環境問題、女子医学生キャリア・デザイン支援、地域連携、広報、介護支援）での活動を継続して実施する。

- (1) 若者のキャリア形成に役立つ企画イベントの開催
- (2) 男女共同参画推進事業助成金

- (3) 医学生と医師との交流会、医学生への講義
- (4) 県内医療機関の女性勤務医ネットワークの構築
- (5) 男女共同参画・女性医師部会地域連携会議の開催
- (6) HP等を通じた情報発信
- (7) 介護に関する制度変更時の情報提供

8 医業

沖中副会長 茶川常任理事
縄田常任理事 木村理事

安定した医療機関の運営は、そこで働く医療従事者の安心安全だけでなく、地域住民に良質な医療を継続して提供することにつながる。そのため、国や行政機関、その他関係機関と連携をとりつつ、以下の取り組みを行う。

医業経営・税制

日本医師会が医療に関する税制要望を取りまとめ、厚労省他、各方面に要望した結果、令和6年12月に「令和7年度税制改正大綱」が公表・閣議決定された。その内容は医療機関の設備投資に係る特別償却制度の延長をはじめ、社会医療法人・認定医療法人・開放型病院等の認定要件等における補助金収入の取扱いの見直し、社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税軽減措置の存続、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続の実現であった。次年度も引き続き、各方面からの情報収集に努め医師会員の医業経営にかかわる情報を提供していく。

医業承継業務に関しては「譲渡希望の医療機関」と「譲受希望の医師（県内外問わず）」を支援し、その仕組みづくりの構築を目的として、令和3年度から山口県の委託事業である「医業承継支援事業」を引き受けて、運営を続けている。医業承継とは地域住民の受診機会を継続して確保する面もあれば、長年運営してきた医療機関の不動産や営業権の売買契約という面もある。よって、地域住民だけでなく、譲受希望者及び医療従事者も含めての慎重対応が必要な事業でもあるため、コンサルティングや金融機関等と連携をとり専門的知識を習得して遂行する。

- (1) 医業経営と税制に関する情報収集と提供
- (2) 医業承継業務・県委託事業の受託運営（相談窓口、マッチング調整、関係機関との連携、要望等）

医療従事者確保対策

現在、5校の医師会立看護学校（院）は、厳しい状況であるが各校の努力により将来を担う看護職員を輩出している。各校が抱える問題点は、「受験希望者数の減少（定員割れ）」、「休学・退学者の増加」、「補助金確保」、「専任教員の確保」、「講師や実習施設の確保」等であり、実際の医療現場においては県内の看護職員は決して充足しているとは言えないと考えている。今後、看護職員の養成がさらに厳しくなれば、地域の看護職員不足にますます拍車をかけることは自明の理と言える。県下すべての郡市医師会とも情報を共有して、医師会立看護学校（院）の安定運営に向けた支援を行うと共に、県行政や関係機関にも理解を得るべく、継続して働きかけを行う。

- (1) 県下医師会立看護学校（院）への運営支援
 - ・安定運営ための支援と助成
 - ・看護学校（院）基本調査の実施と研究
 - ・郡市医師会看護学校（院）担当理事・教務主任合同協議会の開催
 - ・看護教員養成講習会の通信受講者への支援
 - ・医師会立看護学校（院）入学募集広報活動等（オープンキャンパス開催時の助成を含む）の支援
 - ・准看護師を対象としたスキルアップ研修会の開催時の助成
 - ・山口県実習指導者養成講習会受講者への助成
- (2) 関係機関との連携
 - ・中四九地区医師会看護学校協議会への会費補助と参加
 - ・都道府県医師会看護問題担当理事連絡協議会への出席
 - ・日本准看護師連絡協議会へ賛助会員としての加入

労務対策

医療従事者の労務管理は医業経営の基本である。男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労

働安全衛生法など関係法令により、医療機関においても労務管理の重要性が認識されなければならない。関係機関と連携・協議しながら対応していく。

県が設置した山口県医療勤務環境改善支援センターは、各医療機関における経営管理面と労務管理面において一体的な支援を行っている。必要に応じ、当センターと情報提供等、連携して各医療機関の職場環境整備に努めていく。

働き方改革に関しては令和6年4月から医業に従事する医師も時間外労働の上限規制が適用されているが、引き続き国や日本医師会からの情報に注視していく。また、日本医師会に設置された「医療機関勤務環境評価センター」に関しても、引き続き連携・協力していく。

労務に関しては、県や労働局等からの情報を受け、会員に周知徹底をはかる。

- (1) 郡市医師会労務担当理事協議会の開催
- (2) 育児・介護休業法に基づく制度の普及
- (3) 労働安全衛生法等に基づく医療従事者の労働安全衛生の確保
- (4) 過重労働に対する検討・対策
- (5) 労務に関する関係団体との検討会の開催
- (6) 医療従事者の勤務環境改善等に関する取り組み

医療廃棄物対策

排出事業者としての信頼を失わないように、各医療機関に対して医療廃棄物の適正処理及びマニフェスト管理の徹底をはかり、各医療機関が適正に管理できるように、県行政や関係機関と連携しながら有用な情報提供及び助言等を行っていく。令和6年度は処理施設における作業環境管理研修会を企画していたところであるが、処理施設側の都合で開催ができず、令和7年度に行うこととした。

- (1) 電子マニフェストの普及促進
- (2) 医療廃棄物処理に関する相談業務の促進
- (3) 産業廃棄物処理施設における作業環境管理研修会の開催

Ⅱ その他の事業

1 収益

実施事業を財政的に支えるために、次の事業を実施する。

(1) 保険料収納代行業務

主に会員を対象として生命保険及び損害保険の保険料の集金業務を保険会社等に代わって行うことにより、生命保険会社等から集金代行手数料を得る。

(2) 労働保険事務組合業務

小規模の事業主である会員から委託を受けて、労働保険料の申告、納付各種届け出等の業務を山口労働局長の認可を受けて行う。

Ⅲ 法人事業

1 組織

伊藤専務理事 茶川常任理事
藤井理事 中村理事

山口県医師会は、「医道の高揚、医学および医療の発展ならびに公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与すること」を目的とし、県民の生命と健康を守るとともに、医師の医療活動を支えるという使命を果たすべく、各都市医師会や関係機関との連携を強化し、医療政策の提言およびその実現に向けた取り組みを進めている。

本県は高齢化率が35.3%に達し、全国で第3位の高齢化先行県である。このような状況を踏まえ、地域医療のさらなる充実を図るため、在宅医療や高齢者医療の推進に取り組むとともに、近年頻発する国内の災害を鑑み、今後も発生が予想される災害時の医療支援体制の強化を推進する。また、次世代の医師育成にも注力し、医学部生や研修医への支援活動を行い、若手医師の定着を促す施策を実施する。

さらに、住民の健康意識を高めるため、健康講座や予防医療の普及活動を積極的に展開し、地域全体の健康増進に寄与することを目指す。医師・医療機関・地域住民が連携し、より良い医療環境を築くため、これらの事業を推進していく。

(1) 表彰

表彰規程に基づいて実施する。

(2) 調査研究

①定款、諸規程、会費等の諸施策について定款等検討委員会等に諮問する。

②緊急課題等にはプロジェクトチームを設置し、早急に対応策の検討を行う。

(3) 組織強化対策

医師会入会のメリットを明確に伝え、専攻医・研修医および勤務医を中心に会員増強を図る。また、医師会の役割や活動への理解を深めるため、山口大学医学部4年生を対象とした臨床実習前の講義を継続する。

今年度の新規事業として、「専攻医歓迎会」および全都市医師会において「勤務医部会」を立ち上げ、若手医師・勤務医の入会促進を積極的に推進する。これにより、地域医療への貢献と医師会活動への参画を促す。

さらに、他の医療機関や医師とのネットワークを強化し、地域医療連携の円滑化を図る。医師会は、医療政策、診療報酬、法改正に関する最新情報を迅速に提供し、開業医が常に最新の医療制度に適応し、適切な診療を行えるよう支援体制を充実させる。

(4) 新入会員の研修

新規入会第1号会員に対し、県医師会の事業概要、保険診療等をはじめ「医の倫理綱領」の遵守、医療事故防止対策等に関する研修を実施し、地域医療における医師会活動への理解を深めるとともに、医師会活動への参加や協力依頼を行う。

(5) 新公益法人制度対策

新公益法人制度に基づき、円滑な法人運営に取り組む。

(6) 母体保護法指定医師関係

山口県産婦人科医会と緊密な連携のもと、母体保護法の理念に則り、適切に指定・更新及び研修等を実施する。

(7) 郡市医師会との連携

郡市医師会との意見交換の機会を作り、実施事業の共催等、一層の連携強化に努める。会員からの意見・要望、提言を把握し、諸施策に反映させる。

(8) ドクターバンクの運営（医師等の求人・求職対策）

医師確保のために設置しているドクターバンクを運営する。

(9) 医療関係諸団体との連携強化

地域医療を円滑に運営していくために、諸団体との友好的な関係は大変重要である。三師会・看護協会・病院団体等との懇談会において情報交換を深め、さらなる団結を図る。

(10) 医師会共同利用施設対策

医師会病院、臨床検査センター、医師会介護保険関連施設など医師会共同利用施設は、地域の健康・医療・福祉を包括した総合拠点として重要な役割を果たしているものの、施設の老朽化や民間との競合など、経営面での大きな課題を抱えているところもある。

臨床検査センターでは、精度管理の重要性が問われており、引き続き精度管理の確立にも努める。

また、訪問看護ステーションや在宅介護支援センターなどの介護保険関連施設では、医療と介護の連携推進を図り、経営面での問題点について助言や要望を行う。

さらに、日本医師会共同利用施設検討委員会においては、全国の共同利用施設の情報を収集し、共通の問題点に対する対応策や運営上の情報交換を行い、改善の検討と提案を行う。

- ①全国医師会共同利用施設総会への参加(群馬県)
- ②日本医師会臨床検査精度管理調査報告会への参加
- ③郡市医師会共同利用施設担当理事協議会の開催
- ④日本医師会共同利用施設検討委員会への参加

(11) 医政対策

働き方改革、地域医療構想、災害・救急医療体制の整備、医療 DX、人材育成など、医療を巡る課題は多岐にわたり、いずれも一朝一夕には解決

しない。しかし、高齢化の進行、疾病構造の変化、国民の医療の質への期待の高まりに応えるためにも、持続可能で良質な医療提供体制の構築は不可欠である。

特に、医療や介護を支える社会保障制度の維持は最優先課題であり、その決定はすべて政治の場で行われる。例えば、2024 年度の診療報酬改定において、財務省は「マイナス 1%」、厚労省は「プラス 3%」を主張していたが、最終的に本体改定率 0.88% に決定したのは、政治的な調整の結果である。このように、医療政策の方向性を決めるのは政治であり、現場の実情を伝え、理解を得ることが極めて重要となる。

そのため、医療や介護の現場の声を国政に反映させる役割を担う「組織内候補（医系議員）」の擁立は不可欠である。政治家の理解があつてこそ、医療政策への賛同を得られ、制度や法律を変えることが可能となる。医師会員の支えなくして、現在の厳しい医療機関の経営環境を改善することは困難である。

医師会としては、医療提供体制の改革や目指すべき医療制度について、国民の理解を深めるための情報発信・啓発活動を強化していく。そして、医系議員や地元選出議員を通じて、国政・県政に対し、継続的に医療政策の提言を行っていく。

(12) 社会貢献活動の推進

県民の医師会活動に対する理解を深めるため、社会貢献活動を推進する。

2 管理

医師会運営及び会館管理に関することを行う。